



佐賀県公報

平成16年
4月9日
(金曜日)
第 12440号

目 次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 青少年を健全に育成するうえで優れている映画の推奨 (三〇六・こども課) 一
- 青少年に有害な図書等の指定 (三〇七・〃) 一
- 土地収用法に基づく事業の認定 (三〇八・土地対策課) 二

○ 告 示

佐賀県知事 古川康

- 佐賀県告示第三百六号
佐賀県青少年健全育成条例（昭和五十二年佐賀県条例第二十四号）第六条の規定により、青少年を健全に育成するうえで特に優れている映画として次のものを推奨する。

平成十六年四月九日

佐賀県知事 古川康

- 佐賀県告示第三百七号
佐賀県青少年健全育成条例（昭和五十二年佐賀県条例第二十四号）第十三条第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成十六年四月九日

推奨番号	題名	製作・配給会社名	推奨区分	推奨理由
16-1	NITAB OH 仁太 坊一津輕三 味線始祖外 聞	(製作) (株)ワ オ・コーカ ーション (配給) (株)ワ オ・ワールド	小学生(中 ・高学年) ・中学生・ 高校生向、 青少年向、 家庭向、そ の他	幕末に生まれ、少年期に病氣のため失明し、父母とも死別するなどの様々な困難に立ち向かいながらも創意工夫や修行によって現在の津軽三味線の基礎を築いた主人公・仁太郎の姿を描いた作品であり、情操を高め、豊かな人間性の啓発に役立つものとして、青少年を健全に育成するうえで特に優れているものと認められる。

種類	指定番号	題名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	16-1	若妻〔ヤンツマ〕VOL.11 5月号	(株)バウハウス	08841-05	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
"	16-2	海賊〔カイゾクナンバーワン〕 5月号	(株)竹書房	02461-5	
"	16-3	漫画ばんがいち 5月号	(株)コアマガジン	18295-5	
"	16-4	コミック ザ・ベストMAGAZINE vol.010 ザ・ベストマガジンスペシャル4月号増刊	KKベストセラーズ	14078-04 ①2004.5/18	
"	16-5	月刊バチエラー〔BACHELOR〕 5月号	(株)ダイアプレス	07537-05-4	
"	16-6	月刊メルフレボンバー No-036 5月号	KKベストセラーズ	08513-05	
"	16-7	PENT-JAPAN スペシャル VOL.97 増刊ペント・ジャパン 4月15日号	(株)ぶんか社	07934-4 ①-5/15	
"	16-8	Bejean〔ビージーン〕 VoL.126 4月号	(株)英知出版	17645-4	
"	16-9	会いたい VOL.1 熱烈熟女画報 4月号増刊	(株)英和出版	07242-04 ①-5/24	
"	16-10	別冊ザ・ベストMAGAZINE SCRAMBLE VOL.035 ザ・ベストマガジン 4月号増刊	KKベストセラーズ	14004-04 ①-2004.5/12	

●佐賀県告示第三百八号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成十六年四月九日

佐賀県知事 古川康

一 起業者の名称	社会福祉法人敬愛会
二 事業の種類	特別養護老人ホーム(仮称)シルバーケア吉野ヶ里新築工事
三 起業地	佐賀県神埼郡三田川町大字吉田字殿隈地内
四 収用の部分	佐賀県神埼郡三田川町大字吉田字殿隈地内

(1) 事業の認定をした理由
(2) 使用の部分

なし

(1) 法第二十条第一号の要件への適合性について
特別養護老人ホーム(仮称)シルバーケア吉野ヶ里新築工事(以下「本事業」という。)は、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)に基づく特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター等を整備するものであり、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)による社会福祉事業の用に供する施設に関するものであるため、法第三条第二十三号に該当する。
よって、本事業は、法第二十条第一号に掲げる要件を満たすと判断される。

(2) 法第二十条第二号の要件への適合性について
老人福祉法第十五条第四項において社会福祉法人は特別養護老人ホームを設置することができるところ、県からの補助等により財源措

置がされていること等から、起業者である社会福祉法人敬愛会は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

よつて、本件事業は、法第二十条第二号に掲げる要件を満たすと判断される。

(3)

法第二十条第三号の要件への適合性について

ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について

本件事業は、地域内に特別養護老人ホーム等がないため、近隣町村の施設を利用せざるを得ない三田川町及び東脊振村の町村界において、特別養護老人ホーム（五十床）等を整備するものである。

これにより、特別養護老人ホームへの入所待機者の解消が図られるほか、住み慣れた地域で介護サービスの提供を受けることが可能となる。

これらのことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいと判断される。

イ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業は、民家と近接しておらず周辺への騒音問題等は少ないと考えられること、事業計画に対する地域住民の反対がないこと等の理由から、失われる利益については軽微なものと判断される。

ウ 代替案について

起業地は、三候補地について、交通の利便性、周辺環境等の社会的条件、工事施工の難易度等の技術的条件及び事業費等の経済的条件を総合的に勘案して検討がなされた結果、最も適切な候補地が採用されている。

エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益をイで述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように起業地は他の候補地と比較して最も適切であると認められることから、本件事業は法第二十条第三号の要件を満たすと判断される。

(4) 法第二十条第四号の要件への適合性について

平成十五年四月に佐賀県が策定した佐賀県高齢者保健福祉計画・佐賀県介護保険事業支援計画で、特別養護老人ホームの整備目標は中部老人保健福祉圏域（佐賀市、多久市、佐賀郡、神埼郡及び小城郡の区域をいう。）

で平成十六年度、平成十七年度とも各五十床とされていること、同圏域での入所待機者が増加していること等から、本件事業を施行し、適切な介護サービスの提供体制を早期に確保する必要性は高いものと認められる。

また、本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の目的を実現するために必要な範囲であると認められる。

さらに、収用の範囲は、本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、合理的であると認められる。

よつて、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号に掲げる要件を満たすと判断される。

(5) 結論

(1)から(4)まで述べたように、本件事業は法第二十条各号の要件を満たすものと判断される。

以上の理由により、本件事業について、法第二十条の規定に基づき、事業認定をするものである。

五

法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

三田川町保健課

申購
込読
料先

一か年二八、八〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十六年四月九日印刷及び発行
佐賀県知事 古川康行

印 刷 所 発行定日 毎週月水金曜日
西 部 印 刷 企 画 (株) 日